平成２１年（フ）第１４０号
兵庫県尼崎市中在家町４丁目535番地の１
エスペランサ201号、前住所兵庫県西宮市名塩赤坂13番７号
破産者　荒木　博志
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７９号
兵庫県尼崎市戸ノ内町４丁目４番１―102号山川ツル子方、住民票上の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―315号
破産者　山川　宗孝
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０２号
兵庫県西宮市甲東園２丁目３番14号、前住所神戸市兵庫区御崎本町１丁目１番６―608号
破産者　疋田　克樹
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―808号
破産者　藤原　広和
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１５号
兵庫県西宮市石刎町14番17号102号、前住所兵庫県西宮市苦楽園一番町１番６号
破産者　鈴木　顯幸
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９０号
兵庫県尼崎市浜３丁目５番４号、前住所兵庫県尼崎市下坂部２丁目17番２号
破産者　小村　博和
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４１号
兵庫県西宮市高須町１丁目５番８―902号
破産者　岡本　遵子
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８３号
兵庫県西宮市甲陽園日之出町２番26―101号、前住所兵庫県西宮市高塚町２番22―608号、住民票上の従前の住所兵庫県高砂市高須８番23号
破産者　髙島麻里子（旧姓堀尾）
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０１号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目11番11号武庫之荘ハイツ206
破産者　吉田　公子
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市西庄甲376番地１　レジデンス西庄103号、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目76番地６
破産者　宮脇　　煥
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９９号
熊本市国府２丁目14番30号
破産者　内田　昌彦
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０１号
熊本市植木町豊田485―２　福田アパートⅢ102号佐藤方、住民票上の住所熊本市万楽寺町269番地
破産者　水田　幸嗣
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１５号
熊本市植木町一木239番地１
破産者　山口　　浩
１　決定年月日　平成23年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３号
北海道夕張郡栗山町中央４丁目232番地
破産者　佐藤　　勉
１　決定年月日　平成23年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第９号
新潟県柏崎市大久保２丁目３番22号
破産者　内山　清一
１　決定年月日　平成23年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
金沢市金川町イ174番地１　山森幸平方、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字湖西307番地
破産者　米林　宗治
１　決定年月日　平成23年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
大分県臼杵市大字望月89番地、破産開始時の住所大分県臼杵市大字前田311番地
破産者　匹田今朝美
１　決定年月日　平成23年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９号
茨城県常陸太田市木崎一町798番地の１
破産者　大内千江子
１　決定年月日　平成23年８月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所